

農林水産業の革新的技術緊急展開事業実施要領

〔 2 6 農 会 第 9 9 4 号 〕
〔 平 成 2 7 年 2 月 3 日 〕
〔 農 林 水 産 技 術 会 議 事 務 局 長 通 知 〕

第1 趣旨

農林水産業の革新的技術緊急展開事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、農林水産業の革新的技術緊急展開事業実施要綱（平成27年2月3日付け26農会第993号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業の内容

1 産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立

畜産の競争力強化を図るため、特徴ある品種の活用に向けた飼養管理技術や、エアコーンなど新たな自給飼料の給餌と放牧を組み合わせた牛肉生産技術体系を確立する実証研究を推進する。

また、農林水産業の活力創造を図るため、収益性の高い漁業・養殖業を実現する技術実証や新たな機能性表示制度に対応した農林水産物の品質安定化技術実証など、強みのある国産農林水産物の生産拡大や農林水産業経営の収益増大等を図るための実証研究を推進する。

2 技術革新を加速化する最先端分析技術の応用

最先端の解析機器を導入したメタボローム解析、分析データのデータベース化及びバイオインフォマティクス（得られるデータを詳細に分析すること）の人材育成を行い、メタボローム解析の農林水産分野・食品分野における応用研究を推進する。

第3 事業実施期間

事業実施期間は平成28年3月31日までとする。

第4 事業実施主体

1 資格要件

本事業の事業実施主体（単独で応募した場合はその機関、研究グループとして事業を実施する場合は代表機関）は、次の（1）から（3）の要件を満たす必要がある。

- （1）民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の研究機関等（※）であること。

※ 研究機関等とは、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす

機関を指す。

ア 実証研究を行うための研究体制、研究員等を有すること。

イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

(2) 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。

(3) 事業実施主体は、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

2 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

複数の研究機関等が共同で事業を実施する場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関を設置する必要がある。

なお、事業実施主体に採択された後、補助金の交付決定までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更等重大な変更等があった場合には、採択の取り消しを行うことがある。

(1) 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。

(2) 事業実施主体に採択された後、補助金の交付申請を行うまでの間に、研究グループとして、実施予定の事業実施計画に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の事業実施計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）のいずれかが確実であること。

3 研究管理運営機関の特例措置

(1) 本事業では、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が必要と認めた場合に限り、研究代表者が所属する研究機関等（研究グループで実施する場合は代表機関）とは別に、交付申請業務等や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとする。研究管理運営機関を設置する場合は、事務局長が別に定める研究管理運営機関を活用する理由書に設置する理由等を記載し、代表機関の財政担当責任者の公印を押印したものを速やかに提出すること。

なお、研究管理運営機関を設置できる例としては以下のとおり。

ア 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究代表者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合

イ 研究代表者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、国との間で交付申請業務等の実績がほとんどないため、事務手続き等が著しく遅延すると認められる場合

(2) 研究管理運営機関となる場合は、次のアからウの全ての要件を満たす必要がある。

- ア 国内に設置された機関であり、法人格を有すること。
- イ 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
- ウ 研究代表者と一体となって事業を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。

第5 補助対象経費

本事業において、補助対象となる経費は、以下に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものに限ることとする。

1 直接経費

研究に直接必要な次に掲げる経費

ア 人件費

研究員等（ポストドクターを含む。）の人件費。ただし、国あるいは地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できない。

なお、計上に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」によること。

イ 謝金

補助事業者以外の学識経験者等に対する謝金、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金

ウ 旅費

研究に係る国内外への調査旅費、学識経験者の審査会出席旅費等

エ 試験研究費

i) 機械・設備・備品費

原型のまま比較的長期に反復使用できるもので、取得価格が5万円以上のもの

なお、借用（リース等）の方が経費を抑制できる場合には、経済性の観点から可能な限り借用にすること。

また、研究コンソーシアムに参画する民間企業等から調達する場合には、別添1「補助事業における利益排除の考え方」により原価での取得とすること。

ii) 借料及び損料

機械・設備・備品費の借用料等

iii) 通信運搬費

郵便代、運送代等

iv) 消耗品費

機械・設備・備品費に該当しない物品

v) 印刷製本費

報告書、資料等の印刷費、製本にかかる経費

VI) 光熱水料、燃料費

研究に使用する施設の電気、ガス及び水道料等

vii) 賃金

研究に従事する研究補助者等の賃金

viii) 雑役務費

研究に必要な加工・試作、分析の外注費等

ix) その他費用

研究に直接必要な経費で事務局長が必要と認めたもの

オ 研究成果普及促進費

研究成果の普及を図るための情報発信、技術指導等に係る経費

2 一般管理費

研究の遂行に伴う研究機関の管理等の経費として、1のエの試験研究費の15%を上限として計上することができる。事業に付随することが明確なものに限り、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となる。

なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分すること。

第6 補助率等

補助率は定額とする。

第7 事業実施計画

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施に当たり、第2を実施する事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき別記様式第1号により事業実施計画を作成するとともに、事務局長に提出してその承認を受けるものとする。

(2) 別に定める公募要領に基づき提出された研究計画の提出を持ってこれに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱第5の1の(2)の事務局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 成果目標の変更

(3) 事業実施主体の変更

- (4) 事業費の30%を超える増減
- (5) 国庫補助金の増加又は30%を超える減少

3 事業実施計画の承認

事務局長は、提出された事業実施計画について、要綱第5の2に基づく承認を行った場合には、別記様式第2号により事業実施主体へ承認した旨を通知するものとする。

4 研究目標及び生産現場への普及

要綱第4の2の事務局長が別に定める研究目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2の1の事業の研究目標については、生産コストの大幅な低減や収量の増加等とする。その際、技術導入に必要なイニシャルコスト・ランニングコストや販売収益等を踏まえた上で、具体的な目標値について定量的な手法を用いる等、可能な限り明確に設定するものとする。

- ① 研究成果の取りまとめにあたっては、経営体の経営収支に対する効果を示す等、農業者や事業者等がこれを活用する際に、分かりやすい成果として提示できるよう留意する。

- ② 研究成果の普及を図るため、コンソーシアム内外の普及支援組織や都道府県関係部局等と連携の上、「研究・実証地区」を設置した都道府県をはじめ、全国への情報発信等に努めるものとする。

- (2) 第2の2の事業の研究目標については、農林水産・食品分野におけるメタボローム解析の研究ネットワーク構築を目指して、メタボローム解析の拠点研究機関を中心とした研究プラットフォームを設置する等、民間企業がメタボローム解析を製品開発に導入しやすい環境を整備し、農林水産物・食品の美味しさや機能性、付加価値の高い食品開発や加工・流通技術の開発において、メタボローム解析技術の導入を促進することとする。

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項に基づく交付決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

- (2) 事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、事務局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により事務局長に届けるものとする。

- (3) (2)により交付決定前に着手する場合にあつては、事業実施主体は、事業について、事業内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、事業実施主体は、農林水産試験研究費補助金交付要綱（平成27年2

月3日付け26農会第1000号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定による申請書に着手の年月日及び交付決定前の着手届の文書番号を記載するものとする。

- (4) 事務局長は、事業実施主体が(2)により交付決定前に着手する場合には、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導する。また、事業が適正に行われるよう、事業の遂行状況によっては、事業計画の見直し、事業費の削減、事業の中止等を求めることとする。

6 管理運営

事務局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第8 事業の評価

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施主体自らが行う事業評価及びその報告は、事務局長が別に定める事業評価報告書により行い、終了後速やかに事務局長に報告するものとする。
- 2 事務局長は、要綱第6の1により提出を受けた事業評価の内容について、関係部局及び外部の有識者で構成する検討会を開催し、事業実施主体との面接及び事業評価報告書によりその評価を行い、評価結果を取りまとめるものとする。
- 3 事務局長は、2の評価結果について、取りまとめ後、速やかに公表するものとする。

第9 事業収支状況の報告

事業実施主体は、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等(特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。以下同じ。)の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、補助事業の完了後、別記様式第4号により事業収益状況報告書を作成し、事業完了後90日以内に事務局長に提出するものとする。

第10 収益の納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の額を限度として、以下により算定した額を国庫に納付するものとする。
 - (1) 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額 = (収益の累計額 - 補助事業の自己負担額) × (補助金総額 / 企業化に係る総費用) × 企業化利用割合 - 前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

ウ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

(2) 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{補助事業に関連して支出された技術実証費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$

ア 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

イ 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

2 収益納付すべき期間は、補助事業の完了日までとする。

3 収益納付の期限は、事務局長が納付を命じた日から20日以内とする。

第11 事業終了後のフォローアップ調査

事業実施主体は、事業終了後においても実証研究によって得られた研究成果がもたらす波及効果等の把握に努めるものとし、事務局長は必要に応じ、当該波及効果等に関するフォローアップ調査を実施するものとする。

第12 不正行為等に対する措置

事務局長は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する事実関係及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

附則

この要領は、平成27年2月3日から施行する。